

## 別紙3

### 「企業結合審査の手続に関する対応方針」新旧対照表

下線部が変更箇所

改定後	改定前
企業結合審査の手続に関する対応方針	企業結合審査の手続に関する対応方針
平成23年6月14日 公正取引委員会	平成23年6月14日 公正取引委員会
改定 平成27年4月1日 <u>改定 平成30年9月26日</u>	改定 平成27年4月1日
1～2（略）  (削除)	1～2（略）  <u>3 届出後の手續の流れ</u>  <u>届出会社が企業結合計画の届出書を当委員会に提出し、当委員会がこれを受理すると、独占禁止法第10条第8項本文（独占禁止法第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定されるとおり、届出会社は、届出受理の日から30日を経過するまでの期間は当該株式取得等を行うことができない（以下この期間を「禁止期間」という。）。ただし、当委員会は、独占禁止法第10条第8項ただし書の規定により、その必要があると認める場合には、禁止期間を短縮することができる（下記5（2）参照）。</u>  <u>当委員会は、通常、禁止期間（独占禁止法第10条第8項ただし書の規定により短縮された場合はその期間）内に、当該企業結合計画について、①独占禁止法上問題がないと判断するか、②より詳細な審査が必要であるとして、独占禁止法第10条第9項（独占禁止法第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する必要な報告、情報又は資料の提出（以下「報告等」という。）の要請を行うか、いずれ</u>

かの対応を採ることとなる（注2）。

①の場合、企業結合審査の透明性を高めるため、当委員会は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第1号。以下「届出規則」という。）第9条の規定による排除措置命令を行わない旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」という。）をする。

②の場合、当委員会が排除措置命令前の通知（以下「事前通知」という。）をすることができる期間は、独占禁止法第10条第9項に規定されているとおり、届出受理の日から120日を経過した日と全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間に延長される（ただし、独占禁止法第10条第9項ただし書に掲げる場合を除く。）。この延長された期間内において、当委員会が、当該企業結合計画が独占禁止法上問題がないと判断する場合においても、(1)の場合と同様、排除措置命令を行わない旨の通知をする。

なお、以下においては、届出受理の日から報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知の日まで）の期間に行う審査を「第1次審査」、報告等の要請を行う日から事前通知の日まで（事前通知をしない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知の日まで）の期間に行う審査を「第2次審査」という。

（注2）独占禁止法第10条第9項に基づき、報告等の要請を行わずに事前通知をすることも可能である。

（削除）

4 当委員会による企業結合審査における論点等の説明並びに届出会社の意見書及び資料の提出

当委員会と届出会社との意思疎通を密にす

ることは、迅速かつ透明性の高い企業結合審査を可能とし、当委員会と届出会社の双方にとって有益であると考えられる。そのため、当委員会は、第1次審査及び第2次審査を行う期間（以下「審査期間」という。）において、届出会社から企業結合審査における論点等について説明を求められた場合又は必要と認める場合には、その時点における論点等について説明する。

また、届出会社は、届出規則第7条の2の規定に基づき、審査期間において、いつでも、当委員会に対し、意見書又は審査に必要と考える資料の提出（問題解消措置〔企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合に、届出会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題を解消できるような措置をいう。以下同じ。〕の申出を含む。）をすることができる。ただし、意見書又は資料の提出の時期によっては、その内容が事前通知の内容等に十分に反映されない可能性がある。

なお、当委員会は、企業結合ガイドラインにおいて、企業結合審査の判断要素等を明らかにしているところ、企業結合審査において別添の資料を参考とすることが多い。

### 3 第1次審査（注2）

#### （1）届出書の受理

届出会社が企業結合計画の届出書を当委員会に提出し、当委員会がこれを受理すると、当委員会は、第1次審査を開始する。

企業結合計画の届出書の様式及び届出に必要な書類については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。以下「届出規則」という。）第2条の6、第5条、第5条の2、第5条の3及び第6条において規定されて

### 5 第1次審査

#### （1）届出書の受理

企業結合計画の届出書の様式及び届出に必要な書類については、届出規則第2条の6、第5条、第5条の2、第5条の3及び第6条において規定されている。当委員会は、これらの規定に基づき提出された届出書を受理したときは、届出規則第7条第1項及び第2項に基づき、届出会社に対し届出受理書を交付する。

いる。当委員会は、これらの規定に基づき提出された届出書を受理したときは、届出規則第7条第1項及び第2項に基づき、届出会社に対し届出受理書を交付する。

(注2)「第1次審査」とは、当委員会が、届出書を受理した後に行う企業結合審査であって、より詳細な審査が必要であるとして、届出会社に対し、独占禁止法第10条第9項(独占禁止法第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する必要な報告、情報又は資料の提出(以下「報告等」という。)の要請以降に行うものを除く企業結合審査をいう。また、報告等の要請以降に行う企業結合審査を「第2次審査」という。

## (2) 禁止期間

当委員会が届出書を受理した後、独占禁止法第10条第8項本文(独占禁止法第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定されているとおり、届出会社は、届出受理の日から30日を経過するまでの期間は当該株式取得等を行うことができない。ただし、当委員会は、独占禁止法第10条第8項ただし書の規定により、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる(以下独占禁止法第10条第8項本文に規定する30日の期間及び同項ただし書の規定により短縮された期間を「禁止期間」という。)。

## (3) 第1次審査の流れ

第1次審査において、当委員会は、通常、禁止期間内に、当該企業結合計画について、①独占禁止法上問題がないとして、届出規則第9条の規定による排除措置命令を行わ

## (2) 第1次審査の終了

上記3において述べたとおり、第1次審査の結果、当委員会は、通常、当該企業結合計画について、①独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をするか、②より詳細な審査が必要であるとして、報告等の要請を行うか、いずれかの対応を探ることとなる。

なお、届出会社が書面により禁止期間の短縮を申し出た場合であって、当委員会が①の対応を探るときは、速やかに排除措置命令を行わない旨の通知をするとともに、当該通知の日まで禁止期間の短縮を行う(企業結合ガイドライン(付)参照)(注3)。

また、第1次審査が終了した事案のうち、例えば、第1次審査の段階で届出会社が問題解消措置を探ることを前提に当委員会が独占禁止法上問題ないと判断したものなど、他の会社等の参考となる事案については、これを公表する。

ない旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」という。）をするか、②より詳細な審査が必要であるとして、報告等の要請を行うか、③独占禁止法違反の疑いについて、当委員会と事業者（事業者団体等を含む。）との間の合意により自主的に解決するための独占禁止法第48条の2から第48条の9までに規定する手続（以下「確約手続」という。）に係る独占禁止法第48条の2の規定による通知（以下「確約手続通知」という。）を行うか、いずれかの対応を採ることとなる。

①の場合、届出会社が書面により禁止期間の短縮を申し出たときには、速やかに排除措置命令を行わない旨の通知をするとともに、当該通知の日まで禁止期間の短縮を行う（注3）。また、第1次審査が終了した事案のうち、例えば、第1次審査の段階で届出会社が問題解消措置（企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合に、届出会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題を解消できるような措置をいう。以下同じ。）を採ることを前提に当委員会が独占禁止法上問題ないと判断したものなど、他の会社等の参考となる事案については、これを公表する。

②の場合、その後の具体的な手続の流れは、後記4のとおりである。

③の場合、その後の具体的な手続の流れは、「確約手続に関する対応方針」（平成30年9月26日公正取引委員会）のとおりである。

（注3）当委員会が①の対応を採り、排除措置命令を行わない旨の通知をした後に、届出会社が書面により禁止期間の短縮を申し出た場合も、速やかに禁止期間の短縮を行う。

（注3）当委員会が①の対応を採り、排除措置命令を行わない旨の通知をした後に、届出会社が書面により禁止期間の短縮を申し出た場合も、速やかに禁止期間の短縮を行う。

#### 4 第2次審査

##### (1) 報告等の要請

当委員会は、届出会社に対し、報告等の要請を行い、第2次審査を開始する。

当委員会が届出会社に対し報告等の要請を行う場合には、届出会社に対し、届出規則第8条第1項に規定する報告等要請書を交付し、届出会社から全ての報告等を受理した場合には、届出会社に対し、同条第2項に規定する報告等受理書を交付する。同条第1項後段の規定により、報告等の要請を行うに当たっては、報告等を求める趣旨について、報告等要請書に記載する。

また、当委員会が届出会社に報告等の要請を行った場合、当委員会はその旨を公表する。

##### (2) 第三者からの意見聴取

上記(1)により当委員会が報告等の要請を行う旨を公表した企業結合計画について意見がある者は、何人も、当該公表後30日以内に、当委員会に対して、意見書を提出することができる。

##### (3) 第2次審査の流れ

第2次審査において、当委員会は、独占禁止法第10条第9項本文に規定する、届出受理の日から120日を経過した日と全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内に、①独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をするか、②確約手続通知を行うか、③独占禁止法第50条第1項の規定による意見聴取の通知（以下「意見聴取の通知」という。）をするか、いずれかの対応を探ることとなる。

①の場合、当委員会は、独占禁止法上問題がないとする理由を書面により説明する。また、当該審査結果については公表する（注）

#### 6 第2次審査

##### (1) 報告等の要請

当委員会が届出会社に対し報告等の要請を行う場合には、届出会社に対し、届出規則第8条第1項に規定する報告等要請書を交付し、届出会社から全ての報告等を受理した場合には、届出会社に対し、同条第2項に規定する報告等受理書を交付する。同条第1項後段の規定により、報告等の要請を行うに当たっては、報告等を求める趣旨について、報告等要請書に記載する。

また、当委員会が届出会社に報告等の要請を行った場合、当委員会はその旨を公表する。

##### (2) 第三者からの意見聴取

上記(1)により当委員会が報告等の要請を行う旨を公表した企業結合計画について意見がある者は、何人も、当該公表後30日以内に、当委員会に対して、意見書を提出することができる。

##### (3) 第2次審査の終了

###### ア 第2次審査の終了に関する通知等

第2次審査の結果、当委員会は、①独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をするか、②事前通知をするか、いずれかの対応を探すこととなる。①の場合、当委員会は、独占禁止法上問題がないとする理由を書面により説明する。②の場合、その後の手続は、独占禁止法第8章第2節の規定に基づき行われる。

###### イ 第2次審査の終了に関する公表

第2次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をした場合には、当該審査結果

4)。

②の場合、その後の具体的な手続は、「確約手続に関する対応方針」とおりである。

③の場合、その後の手続は、独占禁止法第8章第2節の規定に基づき行われることとなる。

(注4) 当委員会が意見聴取の通知をした後、届出会社から問題解消措置の申出があるなどして、排除措置命令を行わないこととした事案についても、その企業結合審査の結果について公表する。

について公表する（注4）。

(注4) 当委員会が事前通知をした後、届出会社から問題解消措置の申出があるなどして、排除措置命令を行わないこととした事案についても、その企業結合審査の結果について公表する。

5 当委員会による企業結合審査における論点等の説明並びに届出会社の意見書及び資料の提出

当委員会と届出会社との意思疎通を密にすることは、迅速かつ透明性の高い企業結合審査を可能とし、当委員会と届出会社の双方にとって有益であると考えられる。そのため、当委員会は、第1次審査及び第2次審査を行う期間（以下「審査期間」という。）において、届出会社から企業結合審査における論点等について説明を求められた場合又は必要と認められる場合には、その時点における論点等について説明する。

また、届出会社は、届出規則第7条の2の規定に基づき、審査期間において、いつでも、当委員会に対し、意見書又は審査に必要と考える資料の提出（問題解消措置の申出を含む。）をすることができる。ただし、意見書又は資料の提出の時期によっては、その内容が意見聴取の通知の内容等に十分に反映されない可能性がある。

問題解消措置については、届出会社が届出書にその内容を記載する（届出後に問題解消措置の申出をする場合は、届出規則第7条第3項の規定に基づく変更報告書を提出するか、届出規則第7条第4項の規定に基づき届

出書を再提出するか、いずれかの方法により行うこととなる。）ことで、これを前提とした企業結合審査が行われることとなる。

また、当委員会が確約手続に付すことが適当であると判断し、届出会社も確約手続に付することを希望する場合などには、届出会社に対して確約手続通知を行う。この場合、届出会社は、独占禁止法第48条の3第1項の規定に基づき、問題解消措置を記載した排除措置計画の認定の申請を検討することとなる。

なお、当委員会は、企業結合ガイドラインにおいて、企業結合審査の判断要素等を明らかにしているところ、企業結合審査において別添の資料を参考とすることが多い。

## 6 届出を要しない企業結合の計画に関する相談

国内売上高等が届出基準を満たさないために届出を要しない企業結合、又は届出の対象となっていないために届出を要しない役員兼任等の企業結合を計画している会社から、当委員会に対し、当該企業結合の計画に関して、具体的な計画内容を示して相談があった場合には、上記2～5の手続に準じて対応することとする。

なお、次の場合は、当該相談に関する審査を中止する。

- (1) 当委員会が相談会社に求めた資料の提出が行われなかった場合
- (2) 相談会社から相談の取下げの申出があつた場合

(削除)

## 7 届出を要しない企業結合の計画に関する相談

国内売上高等が届出基準を満たさないために届出を要しない企業結合、又は届出の対象となっていないために届出を要しない役員兼任等の企業結合を計画している会社から、当委員会に対し、当該企業結合の計画に関して、具体的な計画内容を示して相談があった場合には、上記3～6の手續に準じて対応することとする。

なお、次の場合は、当該相談に関する審査を中止する。

- (1) 当委員会が相談会社に求めた資料の提出が行われなかった場合
- (2) 相談会社から相談の取下げの申出があつた場合

## 8 旧対応方針に基づく相談の取扱い

本対応方針の適用前に、旧対応方針に基づき、企業結合の計画が独占禁止法上問題があるか否かについての相談の申出があり、当委員会が未だ回答を行っていないものに関しては、旧対応方針に基づき従前のとおり対応する。

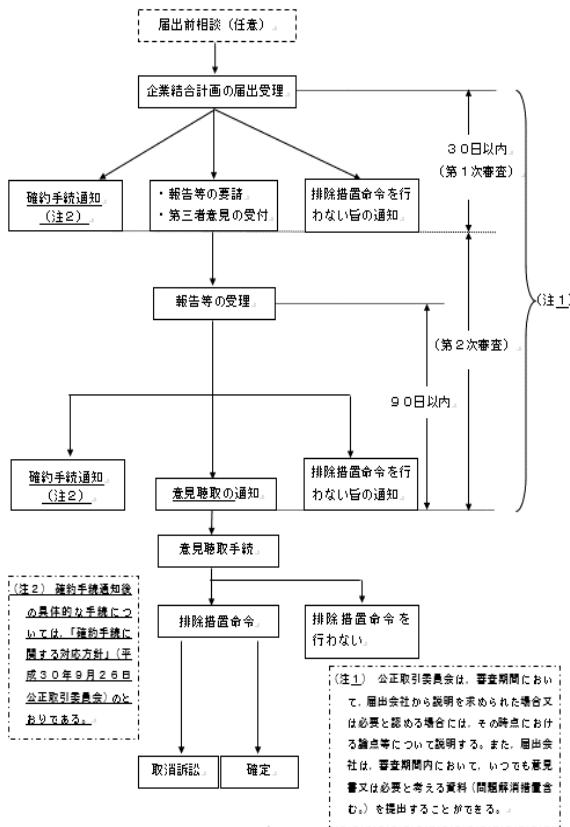
改定後			改定前		
別紙 届出書提出先			別紙 届出書提出先		
	連絡先	管轄地域		連絡先	管轄地域
公正取引委員会 事務総局 〒100-8987 東京都千代田区 霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6号館 B棟	経済取引局企業 結合課 TEL : (03) 3581- 3719 FAX : (03) 3581- 5771	茨城県・栃木県・ 群馬県 埼玉県・千葉県・ 東京都 神奈川県・新潟 県・長野県 山梨県	公正取引委員会 事務総局 〒100-8987 東京都千代田区 霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6号館 B棟	経済取引局企業 結合課 TEL : (03) 3581- 3719 FAX : (03) 3581- 5771	茨城県・栃木県・ 群馬県 埼玉県・千葉県・ 東京都 神奈川県・新潟 県・長野県 山梨県
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大 通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁 舎	総務課 TEL : (011) 231- 6300 FAX : (011) 261- 1719	北海道	北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大 通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁 舎	総務課 TEL : (011) 231- 6300 FAX : (011) 261- 1719	北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本 町 3-2-23 仙台第 2 合同庁 舎	総務課 TEL : (022) 225- 7095 FAX : (022) 261- 3548	青森県・岩手県・ 宮城県 秋田県・山形県・ 福島県	東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本 町 3-2-23 仙台第 2 合同庁 舎	総務課 TEL : (022) 225- 7095 FAX : (022) 261- 3548	青森県・岩手県・ 宮城県 秋田県・山形県・ 福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三 の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎 第 2 号館	経済取引指導官 TEL : (052) 961- 9422 FAX : (052) 971- 5003	富山県・石川県・ 岐阜県 静岡県・愛知県・ 三重県	中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三 の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎 第 2 号館	経済取引指導官 TEL : (052) 961- 9422 FAX : (052) 971- 5003	富山県・石川県・ 岐阜県 静岡県・愛知県・ 三重県
近畿中国四国事 務所 〒540-0008 大阪市中央区大 手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4号館	経済取引指導官 TEL : (06) 6941- 2174 FAX : (06) 6943- 7214	福井県・滋賀県・ 京都府 大阪府・兵庫県・ 奈良県 和歌山県	近畿中国四国事 務所 〒540-0008 大阪市中央区大 手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4号館	経済取引指導官 TEL : (06) 6941- 2174 FAX : (06) 6943- 7214	福井県・滋賀県・ 京都府 大阪府・兵庫県・ 奈良県 和歌山県
近畿中国四国事 務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八 丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4号館	総務課 TEL : (082) 228- 1501 FAX : (082) 223- 3123	鳥取県・島根県・ 岡山県 広島県・山口県	近畿中国四国事 務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八 丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4号館	総務課 TEL : (082) 228- 1501 FAX : (082) 223- 3123	鳥取県・島根県・ 岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事 務所四国支所 〒760-0019 高松市サンポー ト 3-33 高松サンポート 合同庁舎南館 8 階	総務課 TEL : (087) 811- 1750 FAX : (087) 811- 1761	徳島県・香川県・ 愛媛県 高知県	近畿中国四国事 務所四国支所 〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合 同庁舎	総務課 TEL : (087) 834- 1441 FAX : (087) 862- 1994	徳島県・香川県・ 愛媛県 高知県

九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博 多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁 舎別館	経済取引指導官 TEL : (092) 431- 5882 FAX : (092) 474- 5465	福岡県・佐賀県・ 長崎県 熊本県・大分県・ 宮崎県 鹿児島県		九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博 多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁 舎別館	経済取引指導官 TEL : (092) 431- 5882 FAX : (092) 474- 5465	福岡県・佐賀県・ 長崎県 熊本県・大分県・ 宮崎県 鹿児島県	
内閣府沖縄総合 事務局 総務部公正取引 室 〒900-0006 那覇市おもろま ち 2-1-1 那覇第 2 地方合 同庁舎 2 号館	公正取引室 TEL : (098) 866- 0049 FAX : (098) 860- 1110	沖縄県		内閣府沖縄総合 事務局 総務部公正取引 室 〒900-0006 那覇市おもろま ち 2-1-1 那覇第 2 地方合 同庁舎 2 号館	公正取引室 TEL : (098) 866- 0049 FAX : (098) 860- 1110	沖縄県	

(略)

別添 公正取引委員会が企業結合審査において  
参考とする資料の例

(参考) 企業結合審査のフローチャート



(参考) 企業結合審査のフローチャート

